憲教類典

八ノ八

卯
合66
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

憲教類典

四ノ十八下

道中一

卯
115
1

東京圖書館
門 類 函 架 號 冊
卯 一 二五

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

四ノ十八下　通中

正徳二壬辰年三月

東海道ノ内御傳馬
宿
一
公家門跡方並諸
三拾人ニ而足ス
宿人ニ而ハ三拾五人
宿人ニ而ハ四拾人
宿人ニ而ハ四拾五人
宿人ニ而ハ五拾人
宿人ニ而ハ五拾五人
宿人ニ而ハ六拾人
宿人ニ而ハ六拾五人
宿人ニ而ハ七拾人
宿人ニ而ハ七拾五人
宿人ニ而ハ八拾人
宿人ニ而ハ八拾五人
宿人ニ而ハ九拾人
宿人ニ而ハ九拾五人
宿人ニ而ハ百人
宿人ニ而ハ百五人
宿人ニ而ハ百十人
宿人ニ而ハ百十五人
宿人ニ而ハ百二十人
宿人ニ而ハ百二十五人
宿人ニ而ハ百三十人
宿人ニ而ハ百三十五人
宿人ニ而ハ百四十人
宿人ニ而ハ百四十五人
宿人ニ而ハ百五十人
宿人ニ而ハ百五十五人
宿人ニ而ハ百六十人
宿人ニ而ハ百六十五人
宿人ニ而ハ百七十人
宿人ニ而ハ百七十五人
宿人ニ而ハ百八十人
宿人ニ而ハ百八十五人
宿人ニ而ハ百九十人
宿人ニ而ハ百九十五人
宿人ニ而ハ二百人
宿人ニ而ハ二百五人
宿人ニ而ハ二百十人
宿人ニ而ハ二百十五人
宿人ニ而ハ二百二十人
宿人ニ而ハ二百二十五人
宿人ニ而ハ二百三十人
宿人ニ而ハ二百三十五人
宿人ニ而ハ二百四十人
宿人ニ而ハ二百四十五人
宿人ニ而ハ二百五十人
宿人ニ而ハ二百五十五人
宿人ニ而ハ二百六十人
宿人ニ而ハ二百六十五人
宿人ニ而ハ二百七十人
宿人ニ而ハ二百七十五人
宿人ニ而ハ二百八十人
宿人ニ而ハ二百八十五人
宿人ニ而ハ二百九十人
宿人ニ而ハ二百九十五人
宿人ニ而ハ三百人
宿人ニ而ハ三百五人
宿人ニ而ハ三百十人
宿人ニ而ハ三百十五人
宿人ニ而ハ三百二十人
宿人ニ而ハ三百二十五人
宿人ニ而ハ三百三十人
宿人ニ而ハ三百三十五人
宿人ニ而ハ三百四十人
宿人ニ而ハ三百四十五人
宿人ニ而ハ三百五十人
宿人ニ而ハ三百五十五人
宿人ニ而ハ三百六十人
宿人ニ而ハ三百六十五人
宿人ニ而ハ三百七十人
宿人ニ而ハ三百七十五人
宿人ニ而ハ三百八十人
宿人ニ而ハ三百八十五人
宿人ニ而ハ三百九十人
宿人ニ而ハ三百九十五人
宿人ニ而ハ四百人
宿人ニ而ハ四百五人
宿人ニ而ハ四百十人
宿人ニ而ハ四百十五人
宿人ニ而ハ四百二十人
宿人ニ而ハ四百二十五人
宿人ニ而ハ四百三十人
宿人ニ而ハ四百三十五人
宿人ニ而ハ四百四十人
宿人ニ而ハ四百四十五人
宿人ニ而ハ四百五十人
宿人ニ而ハ四百五十五人
宿人ニ而ハ四百六十人
宿人ニ而ハ四百六十五人
宿人ニ而ハ四百七十人
宿人ニ而ハ四百七十五人
宿人ニ而ハ四百八十人
宿人ニ而ハ四百八十五人
宿人ニ而ハ四百九十人
宿人ニ而ハ四百九十五人
宿人ニ而ハ五百人
宿人ニ而ハ五百五人
宿人ニ而ハ五百十人
宿人ニ而ハ五百十五人
宿人ニ而ハ五百二十人
宿人ニ而ハ五百二十五人
宿人ニ而ハ五百三十人
宿人ニ而ハ五百三十五人
宿人ニ而ハ五百四十人
宿人ニ而ハ五百四十五人
宿人ニ而ハ五百五十人
宿人ニ而ハ五百五十五人
宿人ニ而ハ五百六十人
宿人ニ而ハ五百六十五人
宿人ニ而ハ五百七十人
宿人ニ而ハ五百七十五人
宿人ニ而ハ五百八十人
宿人ニ而ハ五百八十五人
宿人ニ而ハ五百九十人
宿人ニ而ハ五百九十五人
宿人ニ而ハ六百人
宿人ニ而ハ六百五人
宿人ニ而ハ六百十人
宿人ニ而ハ六百十五人
宿人ニ而ハ六百二十人
宿人ニ而ハ六百二十五人
宿人ニ而ハ六百三十人
宿人ニ而ハ六百三十五人
宿人ニ而ハ六百四十人
宿人ニ而ハ六百四十五人
宿人ニ而ハ六百五十人
宿人ニ而ハ六百五十五人
宿人ニ而ハ六百六十人
宿人ニ而ハ六百六十五人
宿人ニ而ハ六百七十人
宿人ニ而ハ六百七十五人
宿人ニ而ハ六百八十人
宿人ニ而ハ六百八十五人
宿人ニ而ハ六百九十人
宿人ニ而ハ六百九十五人
宿人ニ而ハ七百人
宿人ニ而ハ七百五人
宿人ニ而ハ七百十人
宿人ニ而ハ七百十五人
宿人ニ而ハ七百二十人
宿人ニ而ハ七百二十五人
宿人ニ而ハ七百三十人
宿人ニ而ハ七百三十五人
宿人ニ而ハ七百四十人
宿人ニ而ハ七百四十五人
宿人ニ而ハ七百五十人
宿人ニ而ハ七百五十五人
宿人ニ而ハ七百六十人
宿人ニ而ハ七百六十五人
宿人ニ而ハ七百七十人
宿人ニ而ハ七百七十五人
宿人ニ而ハ七百八十人
宿人ニ而ハ七百八十五人
宿人ニ而ハ七百九十人
宿人ニ而ハ七百九十五人
宿人ニ而ハ八百人
宿人ニ而ハ八百五人
宿人ニ而ハ八百十人
宿人ニ而ハ八百十五人
宿人ニ而ハ八百二十人
宿人ニ而ハ八百二十五人
宿人ニ而ハ八百三十人
宿人ニ而ハ八百三十五人
宿人ニ而ハ八百四十人
宿人ニ而ハ八百四十五人
宿人ニ而ハ八百五十人
宿人ニ而ハ八百五十五人
宿人ニ而ハ八百六十人
宿人ニ而ハ八百六十五人
宿人ニ而ハ八百七十人
宿人ニ而ハ八百七十五人
宿人ニ而ハ八百八十人
宿人ニ而ハ八百八十五人
宿人ニ而ハ八百九十人
宿人ニ而ハ八百九十五人
宿人ニ而ハ九百人
宿人ニ而ハ九百五人
宿人ニ而ハ九百十人
宿人ニ而ハ九百十五人
宿人ニ而ハ九百二十人
宿人ニ而ハ九百二十五人
宿人ニ而ハ九百三十人
宿人ニ而ハ九百三十五人
宿人ニ而ハ九百四十人
宿人ニ而ハ九百四十五人
宿人ニ而ハ九百五十人
宿人ニ而ハ九百五十五人
宿人ニ而ハ九百六十人
宿人ニ而ハ九百六十五人
宿人ニ而ハ九百七十人
宿人ニ而ハ九百七十五人
宿人ニ而ハ九百八十人
宿人ニ而ハ九百八十五人
宿人ニ而ハ九百九十人
宿人ニ而ハ九百九十五人
宿人ニ而ハ千人
宿人ニ而ハ千五人
宿人ニ而ハ千十人
宿人ニ而ハ千十五人
宿人ニ而ハ千二十人
宿人ニ而ハ千二十五人
宿人ニ而ハ千三十人
宿人ニ而ハ千三十五人
宿人ニ而ハ千四十人
宿人ニ而ハ千四十五人
宿人ニ而ハ千五十人
宿人ニ而ハ千五十五人
宿人ニ而ハ千六十人
宿人ニ而ハ千六十五人
宿人ニ而ハ千七十人
宿人ニ而ハ千七十五人
宿人ニ而ハ千八十人
宿人ニ而ハ千八十五人
宿人ニ而ハ千九十人
宿人ニ而ハ千九十五人
宿人ニ而ハ千百人
宿人ニ而ハ千百五人
宿人ニ而ハ千百十人
宿人ニ而ハ千百十五人
宿人ニ而ハ千百二十人
宿人ニ而ハ千百二十五人
宿人ニ而ハ千百三十人
宿人ニ而ハ千百三十五人
宿人ニ而ハ千百四十人
宿人ニ而ハ千百四十五人
宿人ニ而ハ千百五十人
宿人ニ而ハ千百五十五人
宿人ニ而ハ千百六十人
宿人ニ而ハ千百六十五人
宿人ニ而ハ千百七十人
宿人ニ而ハ千百七十五人
宿人ニ而ハ千百八十人
宿人ニ而ハ千百八十五人
宿人ニ而ハ千百九十人
宿人ニ而ハ千百九十五人
宿人ニ而ハ千二百人
宿人ニ而ハ千二百五人
宿人ニ而ハ千二百十人
宿人ニ而ハ千二百十五人
宿人ニ而ハ千二百二十人
宿人ニ而ハ千二百二十五人
宿人ニ而ハ千二百三十人
宿人ニ而ハ千二百三十五人
宿人ニ而ハ千二百四十人
宿人ニ而ハ千二百四十五人
宿人ニ而ハ千二百五十人
宿人ニ而ハ千二百五十五人
宿人ニ而ハ千二百六十人
宿人ニ而ハ千二百六十五人
宿人ニ而ハ千二百七十人
宿人ニ而ハ千二百七十五人
宿人ニ而ハ千二百八十人
宿人ニ而ハ千二百八十五人
宿人ニ而ハ千二百九十人
宿人ニ而ハ千二百九十五人
宿人ニ而ハ千三百人
宿人ニ而ハ千三百五人
宿人ニ而ハ千三百十人
宿人ニ而ハ千三百十五人
宿人ニ而ハ千三百二十人
宿人ニ而ハ千三百二十五人
宿人ニ而ハ千三百三十人
宿人ニ而ハ千三百三十五人
宿人ニ而ハ千三百四十人
宿人ニ而ハ千三百四十五人
宿人ニ而ハ千三百五十人
宿人ニ而ハ千三百五十五人
宿人ニ而ハ千三百六十人
宿人ニ而ハ千三百六十五人
宿人ニ而ハ千三百七十人
宿人ニ而ハ千三百七十五人
宿人ニ而ハ千三百八十人
宿人ニ而ハ千三百八十五人
宿人ニ而ハ千三百九十人
宿人ニ而ハ千三百九十五人
宿人ニ而ハ千四百人
宿人ニ而ハ千四百五人
宿人ニ而ハ千四百十人
宿人ニ而ハ千四百十五人
宿人ニ而ハ千四百二十人
宿人ニ而ハ千四百二十五人
宿人ニ而ハ千四百三十人
宿人ニ而ハ千四百三十五人
宿人ニ而ハ千四百四十人
宿人ニ而ハ千四百四十五人
宿人ニ而ハ千四百五十人
宿人ニ而ハ千四百五十五人
宿人ニ而ハ千四百六十人
宿人ニ而ハ千四百六十五人
宿人ニ而ハ千四百七十人
宿人ニ而ハ千四百七十五人
宿人ニ而ハ千四百八十人
宿人ニ而ハ千四百八十五人
宿人ニ而ハ千四百九十人
宿人ニ而ハ千四百九十五人
宿人ニ而ハ千五百人
宿人ニ而ハ千五百五人
宿人ニ而ハ千五百十人
宿人ニ而ハ千五百十五人
宿人ニ而ハ千五百二十人
宿人ニ而ハ千五百二十五人
宿人ニ而ハ千五百三十人
宿人ニ而ハ千五百三十五人
宿人ニ而ハ千五百四十人
宿人ニ而ハ千五百四十五人
宿人ニ而ハ千五百五十人
宿人ニ而ハ千五百五十五人
宿人ニ而ハ千五百六十人
宿人ニ而ハ千五百六十五人
宿人ニ而ハ千五百七十人
宿人ニ而ハ千五百七十五人
宿人ニ而ハ千五百八十人
宿人ニ而ハ千五百八十五人
宿人ニ而ハ千五百九十人
宿人ニ而ハ千五百九十五人
宿人ニ而ハ千六百人
宿人ニ而ハ千六百五人
宿人ニ而ハ千六百十人
宿人ニ而ハ千六百十五人
宿人ニ而ハ千六百二十人
宿人ニ而ハ千六百二十五人
宿人ニ而ハ千六百三十人
宿人ニ而ハ千六百三十五人
宿人ニ而ハ千六百四十人
宿人ニ而ハ千六百四十五人
宿人ニ而ハ千六百五十人
宿人ニ而ハ千六百五十五人
宿人ニ而ハ千六百六十人
宿人ニ而ハ千六百六十五人
宿人ニ而ハ千六百七十人
宿人ニ而ハ千六百七十五人
宿人ニ而ハ千六百八十人
宿人ニ而ハ千六百八十五人
宿人ニ而ハ千六百九十人
宿人ニ而ハ千六百九十五人
宿人ニ而ハ千七百人
宿人ニ而ハ千七百五人
宿人ニ而ハ千七百十人
宿人ニ而ハ千七百十五人
宿人ニ而ハ千七百二十人
宿人ニ而ハ千七百二十五人
宿人ニ而ハ千七百三十人
宿人ニ而ハ千七百三十五人
宿人ニ而ハ千七百四十人
宿人ニ而ハ千七百四十五人
宿人ニ而ハ千七百五十人
宿人ニ而ハ千七百五十五人
宿人ニ而ハ千七百六十人
宿人ニ而ハ千七百六十五人
宿人ニ而ハ千七百七十人
宿人ニ而ハ千七百七十五人
宿人ニ而ハ千七百八十人
宿人ニ而ハ千七百八十五人
宿人ニ而ハ千七百九十人
宿人ニ而ハ千七百九十五人
宿人ニ而ハ千八百人
宿人ニ而ハ千八百五人
宿人ニ而ハ千八百十人
宿人ニ而ハ千八百十五人
宿人ニ而ハ千八百二十人
宿人ニ而ハ千八百二十五人
宿人ニ而ハ千八百三十人
宿人ニ而ハ千八百三十五人
宿人ニ而ハ千八百四十人
宿人ニ而ハ千八百四十五人
宿人ニ而ハ千八百五十人
宿人ニ而ハ千八百五十五人
宿人ニ而ハ千八百六十人
宿人ニ而ハ千八百六十五人
宿人ニ而ハ千八百七十人
宿人ニ而ハ千八百七十五人
宿人ニ而ハ千八百八十人
宿人ニ而ハ千八百八十五人
宿人ニ而ハ千八百九十人
宿人ニ而ハ千八百九十五人
宿人ニ而ハ千九百人
宿人ニ而ハ千九百五人
宿人ニ而ハ千九百十人
宿人ニ而ハ千九百十五人
宿人ニ而ハ千九百二十人
宿人ニ而ハ千九百二十五人
宿人ニ而ハ千九百三十人
宿人ニ而ハ千九百三十五人
宿人ニ而ハ千九百四十人
宿人ニ而ハ千九百四十五人
宿人ニ而ハ千九百五十人
宿人ニ而ハ千九百五十五人
宿人ニ而ハ千九百六十人
宿人ニ而ハ千九百六十五人
宿人ニ而ハ千九百七十人
宿人ニ而ハ千九百七十五人
宿人ニ而ハ千九百八十人
宿人ニ而ハ千九百八十五人
宿人ニ而ハ千九百九十人
宿人ニ而ハ千九百九十五人
宿人ニ而ハ二千人

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

正徳二壬辰年三月

一 通并往還之儀自今以後
之御法度之事
御停止たるへき事
附 公家門跡并諸
社家諸寺院
諸山伏
諸出家
諸修験
諸神子
諸陰陽師
諸虚無僧
諸勧進
諸猿楽
諸舞々
諸遊芸之
諸職人等
諸商人
諸乞食
諸非人
諸博奕
諸遊女
諸傾城
諸遊所
諸遊船
諸遊山
諸遊興
諸遊行
諸遊歩
諸遊戯
諸遊宴
諸遊楽
諸遊覧
諸遊観
諸遊見
諸遊聞
諸遊味
諸遊触
諸遊嗅
諸遊思
諸遊想
諸遊念
諸遊慮
諸遊考
諸遊察
諸遊知
諸遊覚
諸遊悟
諸遊解
諸遊了
諸遊達
諸遊通
諸遊徹
諸遊明
諸遊照
諸遊鑑
諸遊観
諸遊見
諸遊聞
諸遊味
諸遊触
諸遊嗅
諸遊思
諸遊想
諸遊念
諸遊慮
諸遊考
諸遊察
諸遊知
諸遊覚
諸遊悟
諸遊解
諸遊了
諸遊達
諸遊通
諸遊徹
諸遊明
諸遊照
諸遊鑑

一 通并往還之儀自今以後
之御法度之事
御停止たるへき事
附 公家門跡并諸
社家諸寺院
諸山伏
諸出家
諸修験
諸神子
諸陰陽師
諸虚無僧
諸勧進
諸猿楽
諸舞々
諸遊芸之
諸職人等
諸商人
諸乞食
諸非人
諸博奕
諸遊女
諸傾城
諸遊所
諸遊船
諸遊山
諸遊興
諸遊行
諸遊歩
諸遊戯
諸遊宴
諸遊楽
諸遊覧
諸遊観
諸遊見
諸遊聞
諸遊味
諸遊触
諸遊嗅
諸遊思
諸遊想
諸遊念
諸遊慮
諸遊考
諸遊察
諸遊知
諸遊覚
諸遊悟
諸遊解
諸遊了
諸遊達
諸遊通
諸遊徹
諸遊明
諸遊照
諸遊鑑

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

十五日以前ニ於テ訴人ヨリ訴ヘ出ル事ニ候ハヽ其訴人ヨリ
ハ訴ヘ出ル事ニ候ハヽ其訴人ヨリ
出ル事

一 自分ノ名前ヲ以テ訴ヘ出ル事ニ候ハヽ其訴人ヨリ
ハ訴ヘ出ル事ニ候ハヽ其訴人ヨリ
出ル事

一 名前ヲ以テ訴ヘ出ル事ニ候ハヽ其訴人ヨリ

依テ訴ヘ出ル事ニ候ハヽ其訴人ヨリ
出ル事ニ候ハヽ其訴人ヨリ

一 訴人ヨリ訴ヘ出ル事ニ候ハヽ其訴人ヨリ
訴人ヨリ訴ヘ出ル事ニ候ハヽ其訴人ヨリ
訴人ヨリ訴ヘ出ル事ニ候ハヽ其訴人ヨリ
訴人ヨリ訴ヘ出ル事ニ候ハヽ其訴人ヨリ
訴人ヨリ訴ヘ出ル事ニ候ハヽ其訴人ヨリ
訴人ヨリ訴ヘ出ル事ニ候ハヽ其訴人ヨリ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

以下條目承認ニ付テハ
ヨリ書面ヲ以テ願出ヘキ事
右願ノ外ニ望ノ者ハ
カラス
曲事者也

正徳二年辰三月　日

道中奉行

正徳二壬辰年三月

差上申候文之事

以下條目承認ニ付テハ
添状ハ條目日限ヨリ
ヲ書ヘキ事
右ノ外ニ望ノ者ハ
ヨリ願出ヘキ事
不仕物毎ニ入札ヲ
但シ願ノ上仕ル
ヘキ事
```
```

一 貫目改之儀荷物添て可改所ニ而ハ往
還之荷主共ニ而荷主共ニ而荷物附
替候而荷物貫目を乃せ重き荷物ニ
而無改候ニ付ニ付候ニ付文無之旅人
与對し御定ニ候得ハ不仕候事
於脇ハ亨ニ而も付可仕候得
條自然此趣相背候もの有之ハ
急度可被仰付候由外ニも大切ニ而何か
之由事ニも有之候 御伝ニ而此證文如

件

正徳二辰年三月

右ハ道中改所ニ而相守可申候

證文

東海道
品川 庄甲 半律

中山道
板橋 治馬

元徳二年辰年四月廿日

覽

下総國
印幡郡（インハ）
葛餝郡（カツシカ）

近江國
栗本郡（クリモト）

筑後國
三毛郡（ミケ）

元下總
元葛飾
元栗本
元三毛

備中國（ビチウ）
上方郡（シヤウヤウ）

賀夜郡（カヤ）

吉和國
城上郡（シヤウノカミ）
城下郡（シヤウノシモ）

信濃國
更級郡（サラシナ）
伊那郡（イナ）

元上房
元賀陽
元式上
元式下
元更科
元

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

諏方郡
相模國
餘綾郡
上野國
緑野郡
勢多郡
越後國
刈羽郡
上総國

元諏訪
元陶綾
元緑埜
元勢田
元苅羽

奥濃郡
周准郡
下野國
塩屋郡
美濃國
葉栗郡
河内郡
安宕郡
渋川郡

元奥隅
元
元塩谷
元羽栗
元安宕郡
元

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

和泉國
和泉（イヅミ）郡
豊後國
国崎（クニサキ）郡
播磨國
加東（カトウ）郡
加西（カサイ）郡
賀茂（カモ）郡

元泉
元國東
元
元杵渡
元

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

元徳二年九月三日

駿河国
益頭（マシツ）郡

元益浦

右之浦往古ハ船数艘繋候得共、
元徳二年九月三日
大風ニ而悉ク破船仕候ニ付、
元徳三卯年九月
東海道之内ニ而ハ駿河国ニ限り船数
多く繋置候ニ付、
御用船之儀ハ
当浦ニ而相勤候様
被仰渡候事

三四年ニ壱度ハ必ス御用船之儀ハ
当浦ニ而相勤候様
被仰渡候事ニ候間、
御用船之儀ハ
当浦ニ而相勤候様
被仰渡候事

元益浦

右之浦往古ハ船数艘繋候得共、
元徳二年九月三日
大風ニ而悉ク破船仕候ニ付、
元徳三卯年九月
東海道之内ニ而ハ駿河国ニ限り船数
多く繋置候ニ付、
御用船之儀ハ
当浦ニ而相勤候様
被仰渡候事

三四年ニ壱度ハ必ス御用船之儀ハ
当浦ニ而相勤候様
被仰渡候事ニ候間、
御用船之儀ハ
当浦ニ而相勤候様
被仰渡候事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

東山道　山陰道　山陽道
いつもの山のやうなセントよふな東山
道の内は中筋の
より中山道と申事
海道と申事い
東海道　南海道　西海道
いつもの海のよふな海
国と申候
下野国　甲斐国

時通り海と申事のあり候
事もあり候
日光道中
甲斐道中
かし申候
山陰六年申四月十七日
寛保二壬戌年四月二日
右ニ記候条々ハ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

自今両天之節会
御免之儀
一 唯今之通可被
蒙
仰候 御免之儀自今
御免可被
仰付候 尤節会
之儀ハ上聞ニ
達候上
御沙汰
御成之節ニ
可被
仰付候

寛保十乙亥年二月廿六日

一 東海防荒人ニ而
刀雑候ハヽ
被
仰付候 尚
御用之節
召連候人ニ
不寄至

享保十四己酉年

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一

一

一

一

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

享保十四酉年

象高覚書前前

覚

一 今度江戸表ニ而寺社等ニ象高御尋之節ニ付
象之儀ニ付前々ニ御見物之者共ニ而ハ無之候得共
拙者共ニ於ても度々見物仕候ニ付
大概之儀ハ存候間
書付を以申上候様ニ
との儀ニ付
左ニ書付を以申上候

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1　　ガラス使用

従其方引込て申渡も非常之節ゟ持手
ニ而も指揮可仕事

一 象通り節人留めし役援携より相勤
人留ハ平常組之者ニて相勤ハ火ハ御
掛上り候ニ付送迄之淨外ニ象畫人留可仕

一 象畫麗し自より通り留中西ハ烏丸東ハ
河原町ゟ南ハ新町より北ハ四川迄

一 積自身番ニて可仕事

一 象通り留中右筆淨ゟ清和院口迄

同寺町筋御車道ニ寄不申常通り
花畫宿ゟ西殿筋より相可仕事

一 象畫中之町之内寺町淨法華
之時拍停止之事但撞鐘時之太鼓拍
子木五町四方共無之事

一 象通り留中西ハ堀川限東ハ河原限
南ハ三條限北ハ鞍馬口迄之内ハ火
ハて自身番町ゟ相定ハ町人
是外ニハ撞人象畫御淨花湯表門

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

元文二丁巳年

一 寄知文代之外陣中
之諸事相談候様被
仰付候間其旨を
以下陣
中へ可申達候
尤御用之儀
も無之候ハヽ
成丈ケ御逗留
可被成候
一 御用之儀
有之候ハヽ
早速可申達
候

一 右之通被
仰付候ニ付
而ハ
御逗留中
諸事
御
定

元文二乙未年

元文二年乙未閏七月

一 隅賀女房仕候
御暇被
仰渡候

可被申付候

一 女踊子と申売女之類有之由、是又先達而申渡候処、今以地借店借迄吟味之上、地主江町中申付候趣ニ

踊子之儀も猥ニ無之様振廻町中申付候

一 茶屋給仕女不相成者ハ振舞之儀、先年も触候処、頃日猥ニ振舞候由、是又猥かましく無之様振廻町中申付候

一 寺社門前ニ而隠売女之儀、弥遂吟味、猥ニ不致様、急度心掛、地主遂可申付候

一 道中筋之儀も飯盛女之売女猥ニ無之様、享保三年相触候振ニ而可相守候

申聞 七月

右之寺社之家町触之趣、可被入念候

寛保三癸亥年八月十日

御目付江

趣意道中奉行江も申達之、諸旅籠屋之外重き商物附置不申中ニ出候処延引並

延喜二乙丑年六月廿九日

追掛候事済候様ニ仰渡候由承知候
白洲ニ而申渡ニハ代官役請ニ而吟味致
百姓共ヲ掛り候ても御中困窮ニ不相
成様ニ可致旨代官ニ申渡候事ニ候旨経度
右之通承候て早く下之候而
候代官役所ニて済方も捕遣ス者有之
者共も不甚候旨候處捕ニ而ハ無之
此者共解候上ニ而御中指入候事と申追
掛事済候体ニ成候旨追々承知候て

可有之由事ニ候
於て此通寄ニて可致候事ニ候
丑六月

延享四丁卯年三月

覚

一 御用ニ而罷出候事ニ而無之 御来客合
ニ外除人ヲ多く遣之候由承及候茶し
落中并在ニ通リ用人除人ヲ出させ候儀

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寶暦二壬申年十二月

伏見様御渡し而ハ伏見様
御家来ゟ他ゟ等ハ御用向
御聞合しハ被申ニ及ハ
ハし候ニ付別ニ入不申
候ハ他ゟ御家来ゟ
御聞合ニ而ハ御仕方
無之候ニ付
御家来ゟ
御聞合ニ而ハ
御仕方
無之候ニ付

寶暦八戊寅年三月十日
山城和泉守殿月番

一
所用有之通申候事
もし外より多人数
申達候通無之候人
而停止の旨申聞
もし多人数
お押寄候事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

一 御用を仰せ付けられ候事

一 諸大名御参勤交代御使者

一 諸大名御参勤交代御使者

一 御用を仰せ付けられ候事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

寛曆八戊寅年十月廿日

元掛日御尋ニ付　菅沼下野守
御下屋敷ニ而
御先祖ニ而も
御座候哉
御尋ニ付申上候
菅沼下野守
先祖之儀ハ
松平三河守様
御先祖ニ而
御座候
寛曆八戊寅年十月廿日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

寛暦八戊寅年十月六日

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一先年より先例の儀に候ハヽ
此分通申すべき事

一諸国より町人共に諸国へ
罷越候節
手形の儀
差免候事

一諸国町人共に手形の事
差免の儀ハ
勿論の事
御領内ニおゐても
在方ハ
元方

一諸国より商船に而
入津の節
荷物
改の儀
無用たるべき事

一諸国より商船に而
入津の節
運上
銀
差免たるべき事

一諸国より商船に而
入津の節
水主
共に
上陸
差免たるべき事

右之通
御免被
成候ハヽ
諸人
難有
可奉存候
以上

寛暦十二年午七月

一東海道
往来
人馬
継立
賃銭
田舎より四宿
高札
之
通
来年
より
元
銭
ニ
相
改
候
義
ニ
候
ハヽ
諸
人
難
有
可
奉
存
候
以
上

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

昭和二乙酉年九月廿日

明治氏ヲ法務局ニ第一回ノ出頭ヲ命ジ
始メテ村ニ於ケル公証官式ノ事務ヲ開始シ
且ツ従来ノ習慣ニ依リ人民ノ要求ニ応ジ
事務ヲ取扱ヒ尚其事務ヲ遂行スル事ニ付テ

明和四丁亥年十一月廿二日

其事ヲ命ジ別紙書抜ノ通リ公証人ノ
年給金ヲ以テ通ハシ尚ホ其事務ヲ
開始シ尚ホ其事務ヲ遂行スル為メ
存在ヲ許ス者ニ付テハ其ノ者ニ
シテ従来ノ慣習ニ依リ事務ヲ遂行
スル者ニ付テハ

西八月

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

一 教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル臣民タルノ徳義ヲ涵養シ
且海外ニ於ケル邦人ニ対シテモ
特ニ留意スルコト

一 教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル臣民タルノ徳義ヲ涵養シ
且海外ニ於ケル邦人ニ対シテモ
特ニ留意スルコト

右ノ通リ定メラレ候条此旨
御通牒ニ及ビ候也

追テ別紙ノ通リ
御取計相成度此段申添候也

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

右之通

巳十二月

安永五申年十二月廿六日

松平伊賀守殿渡

御目付江

東海道往来之者共右宿々を追放
勢田より四日市迄東海道之分ニ以

来之者より大津宿先触ニ載て
有之宝暦十一年年月御書付ヲ以
御沙汰之通不残東海道之分ハ
東海道ニ相成候ニ付先触之分ハ
東海道之先触ニ載有之候而も東海道之儀
之儀先触ニ載無之分ハ先触ニ載候
ニ付右等之廉ニ而ハ
右之通相心得追而相達候間
右日付ニ而相達候

安永九庚子年六月十日

一御用之儀等ニ而来ル人馬賃銭
右之外ニ賃銭遣ス候ニ付
御定之外ニ賃銭又ハ酒代
等取候儀ハ
御法度ニ候事
右之通ニ候間
御先触ニ無之
人馬継立申間敷候
尤
御用ニ而
御通行之節ハ
御定之賃銭
御取可被成候
右之趣
御触ニ候間
村中
洩無之様
可被相触候
以上

六月

大阪寺社奉行
安藤弾正少弼

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

天明二壬寅年九月吉日

古田信濃守組同心

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

三月十九日中年
[illegible]四割增し
[illegible]
[illegible]
三月

天明四甲辰年七月廿三日
酒井左衛門尉[illegible]

日光[illegible]御奥[illegible]
前[illegible]御[illegible]
[illegible]中年七ヶ年[illegible]
割增[illegible]
[illegible]
[illegible]

天保四甲辰年六月廿日
酒井右二郎殿

追申仕候而ハ
多忙ニ而ハ
天明ニ助ニ材ニ而ハ
先年分御
仰ニ候

一

実ニ来ル候物ニ而ハ
分中ニ候人ニ而ハ
心ニ候

残ニ候ニ候而ハ
別ニ来ル来ル候
沼ニ先ニ分ニ
ニ候ニ候ニ
連ニ来ル候ニ
ニ通ニ候ニ

出立差紙ハ朝七ツ時より
時ニ至ル迄ニ差紙ヲ以テ
ニ而探索ヲ遂ケ探索ニ
候ハヽ其ノ段ヲ申立候
事

一　出立差紙ハ朝七ツ時より
時ニ至ル迄ニ差紙ヲ以テ
ニ而探索ヲ遂ケ探索ニ
候ハヽ其ノ段ヲ申立候
事

一　出立差紙ハ朝七ツ時より
時ニ至ル迄ニ差紙ヲ以テ
ニ而探索ヲ遂ケ探索ニ
候ハヽ其ノ段ヲ申立候
事

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

天明五乙巳年六月廿日
酒井右京亮殿ヨリ御落

道中御茶ヲ来数ヲ重ヲ上流ヲ為ル
金銭ヲ御ヲ以ヲ又ヲ面ヲ御ヲ右東海ヲ
駿河川ヲ宿ヲ三ヲ伝ヲ御ヲ路ヲ活ヲ動ヲ前
三七月朔ヲ来ヲ外ヲ六百ヲ年ヲ宿
ヲ仙ヲ駕ヲ御ヲ別ヲ中ヲ仙ヲ駕ヲ御ヲ先ヲ婿
御ヲ乗ヲ物ヲ山ヲ乗ヲ西ヲ濃ヲ路ヲ

是又南之七百餘里曰
七ヶ年之冬今復洪
而之中洲不可居
故以船之
之六月

天明七丁未年五月廿五日
井伊家新御殿ニ於

近年有国家之上時
宇内和平陣揚鼓聞
戦ひ納矛弓箭
揚名之語歟然
号し執事ハ北条
氏文之義ニ事成
主之内ニ而ハ
之由被仰渡
於御前ニ

天明八戊申年六月十日
多摩郡関戸村
青山大蔵殿
日限
大月廿日
日限廿日
甲斐文珠山梨郡巨摩郡都留郡
志摩郡尾津郡飯高郡
郡須東郡村々
須津東之内
禁制
一寺建立
諸国

通達ヲ以テ
申告
ヲ以テ通達ヲ以テ
寛政元年四月
松平越中守殿
吉山大学頭殿

大目付

御用ニ付通申候事ニ而
御奉行ニ而ハ無之候得共
為取調御奉行ニ而ハ無之候得共
御奉行ニ而ハ無之候得共
御用ニ付通申候事ニ而
御奉行ニ而ハ無之候得共
為取調御奉行ニ而ハ無之候得共
御奉行ニ而ハ無之候得共
御用ニ付通申候事ニ而
御奉行ニ而ハ無之候得共
為取調御奉行ニ而ハ無之候得共
御奉行ニ而ハ無之候得共
御用ニ付通申候事ニ而
御奉行ニ而ハ無之候得共
為取調御奉行ニ而ハ無之候得共
御奉行ニ而ハ無之候得共

一

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

従来し而し乍ら家事未だ雇し人を
も迎ず其事も人の指図を受ず
非ずして仕方ある人の如く或ハ
人を示威して自ら
人を為す為ものと
仕事を押又ハ
非ずして
名ありし仕事
名而已を

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

寛政元己酉年四月十日

物之届並於奉行所ニ出役之上明
味糺候及會所吟味致候而者自由ニ相成候ハ
往来之旅人ニおゐて者右役人共ゟ掛訴
出入之筋旅籠屋おゐて取計し不法之
儀於有之者其奉行所ニ訴出候ハヽ急度
可遂吟味可存候
一 川之渡越之儀川会所ニ而相掛り川
越人足共之儀ニ而是迄も定之通之処
近年者川越之もの其方ニ而過分之旅人
共欺かし賃銭酒手等ねたり取
旅人ニ茂川会所ニ掛り候而も其ニ付右
又者川越ニおゐて旅人共不届之儀も御川
越之もの共ニ而共貯候ニ付渡方ニし
尤以渡方ニ付候而者以来者右往来之
旅人川会所ゟ相掛人足共ニ而定川越
可致以来極之儀賃銭之外酒手ねたり
候欲又者此以後旅人ニ茂共取計候而
様仕度候　御付候様出役中渡候旨

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

年号不知

因人持名刺請
因人之人下陪
之乃主因人事
之仕治之主所
治声望平隆而
文七月廿日

豊信

延享四丁卯年三月晉
雅樂助敬
加賀守殿

覽

加賀
松窗中

一　旅人ニ面会ヲ謝ラシムル事
一　町人ニ家屋ヲ借与シ或ハ武家ニ奉公ニ出サセ又ハ商売ヲ唯シ取計フ事
一　代官ニ成リ或ハ支配ヲ請ケ仕事ヲ表ニ作ル如キ振舞ヲ為ス事
一　代官ニ成リ或ハ支配ヲ請ケ仕事ヲ表ニ作ル如キ振舞ヲ為ス事
一　町人ニ家屋ヲ借与シ或ハ武家ニ奉公ニ出サセ又ハ商売ヲ唯シ取計フ事
一　旅人ニ面会ヲ謝ラシムル事
一　人馬賃銭ヲ減シ或ハ賃銭ヲ取ラズ人馬ヲ使用シ其外ニ雑事ヲ申付ケ候事
一　御用ニ名ヲ借リ人馬賃銭ヲ減シ或ハ賃銭ヲ取ラズ人馬ヲ使用シ其外ニ雑事ヲ申付ケ候事
一　御用ニ名ヲ借リ人馬賃銭ヲ減シ或ハ賃銭ヲ取ラズ人馬ヲ使用シ其外ニ雑事ヲ申付ケ候事
一　御用ニ名ヲ借リ人馬賃銭ヲ減シ或ハ賃銭ヲ取ラズ人馬ヲ使用シ其外ニ雑事ヲ申付ケ候事
一　御用ニ名ヲ借リ人馬賃銭ヲ減シ或ハ賃銭ヲ取ラズ人馬ヲ使用シ其外ニ雑事ヲ申付ケ候事
一　御用ニ名ヲ借リ人馬賃銭ヲ減シ或ハ賃銭ヲ取ラズ人馬ヲ使用シ其外ニ雑事ヲ申付ケ候事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1　　ガラス使用

卯
115
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

憲教類典

四ノ十九 関所
四ノ二十 囚獄

卯
115
1

東京圖書館

門	類	函	架	號	冊
		卯		一	二五

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

元和二百辰年ノ月

船渕之宝

一白井渡

一厩橋

一五料

一一本木

一菖和田

一門候

四ノ十九
四ノ二十
関所
囚獄

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

元和二

一白井演
一廣橋

一五料
一一年未
一一菊和田
一一門候

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用　挟み込み物

一 古河
一 房川渡
一 栗橋
一 関宿ヨリ下利根川通
一 七里渡
一 府川
一 新崎
一 小見川
一 松戸

一 市川
一 本所船ハ米穀ヲ積テ往来スル者ニシテ毎年米百俵以上ヲ積ム者ニ限ル但酒ヲ積ム船ハ此限ニアラス
一 右ノ船ハ米穀ヲ積ムト雖モ酒ヲ積ム船ハ此限ニアラス
一 隣ノ里ヨリ来ルモノヲ乗通スルモノ

一 不可渡し置所女人于今在之若
者ハ置主并給人又ハ代官ニ
以手形給人又ハ女人ニ可相渡
事

一 酒井備後守手形雖無之来
舟渡し并女人手負又ハ不審成
者一切不可通事

一 惣別江戸ゟ出識者ニ不改事

右條々相守此旨違背之族可處厳科
者也

元和二辰年八月

對馬守
大炊頭
備後守
上野介
雅楽頭

寛永八辛未年九月廿七

覚

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

小佛
小谷
市川
新口
川侯
大戸
雄水
栄
又科

會所
杉戸
房河治
中田

寛永十三丙子年八月廿日

定

一 往還之輩被申筈

一 をんなきんせいたるへし

一 寺坊にて召置者寺坊戸をひ
らかせ下女並寺坊女房せ
下るへし

一 此寺以後修行者大名高家し
旅僧意し則寺庵より
其所法度之通可被仰付
寄る事堅可相制者也

右條々可相守者也 仍執達如

如件
寛永十二年八月廿日 東行

寛永十三子年九月十七日

上野国

子科

定

一 当寺新 并由過之趣下 当寺住持

し候て差支申さゞる
事

一 家督ありて之相続
の子を引くく
如家督を当家
如不足ニ而家督
一 公儀つゞき諸大名
若かまたハ
之時自然
家督

一 家督無別条
右候ハゝ当年中ニ
仰

寛永十九年九月十三日

土井大炊頭
大戸